

浜松市条例第 2 4 号

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の給与に関する条例（平成 2 9 年浜松市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第 1 3 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族(第 3 項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、その職務の級が行政職給料表の <u>9 級</u> に相当する職員として教育委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第 1 3 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族(第 3 項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、その職務の級が行政職給料表の <u>9 級以上</u> に相当する職員として教育委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>1 0 0 分の 3. 3 2</u> (東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>1 0 0 分の 1 8. 3 2</u>) を乗じて得た額とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に <u>1 0 0 分の 4</u> (東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>1 0 0 分の 1 9</u>) を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 1 月につき <u>3 万 8, 7 0 0 円</u> を超えない範囲内で、<u>次に掲げる職員</u>の区分に応じて教育委員</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 1 月につき <u>6 万 6, 4 0 0 円</u> を超えない範囲内で、<u>自動車等の使用距離</u>の区分に応じて教育</p>

会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道

5キロメートル未満である職員

イ 使用距離が片道5キロメートル以上

10キロメートル未満である職員

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上

15キロメートル未満である職員

エ 使用距離が片道15キロメートル以上

20キロメートル未満である職員

オ 使用距離が片道20キロメートル以上

25キロメートル未満である職員

カ 使用距離が片道25キロメートル以上

30キロメートル未満である職員

キ 使用距離が片道30キロメートル以上

35キロメートル未満である職員

ク 使用距離が片道35キロメートル以上

40キロメートル未満である職員

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上

45キロメートル未満である職員

コ 使用距離が片道45キロメートル以上

50キロメートル未満である職員

サ 使用距離が片道50キロメートル以上

55キロメートル未満である職員

シ 使用距離が片道55キロメートル以上

60キロメートル未満である職員

ス 使用距離が片道60キロメートル以上

委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

上である職員

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円。ただし、教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 通勤手当の支給は職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその届出の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

5 通勤手当の支給を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合はその事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)、増額すべき事実が生じるに至った場合には、その届出の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)から改定する。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が6万6,400円を超えるときは、6万6,400円。ただし、教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

6・7 (略)

8 前各項に定めるもののほか通勤手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(給料月額の特例)

1 1 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

4・5 (略)

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(給料月額の特例)

1 1 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.14を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、地域手当、給料の特例措置の率及び通勤手当を改定するほか、所要の整備を行うものです。